

## 一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり一般競争入札を行いますので、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号。以下「財務規則」という。）第138条の規定に基づき公告します。

令和6年5月24日

魚沼市長 内田 幹夫

### 1 入札に付する事項等

- (1) 番号 6介福第27号
- (2) 件名 特別養護老人ホーム鮎の里改修工事（電気設備）
- (3) 履行場所 魚沼市 堀之内 地内
- (4) 履行期限 当該入札により締結する契約に係る魚沼市議会の議決のあった日から令和7年6月30日まで
- (5) 概要 旧堀之内病院療養病棟 敷地面積 A=7,307.10m<sup>2</sup> 構造：鉄筋コンクリート造  
階数：3階建 改修対象面積 A=2,658.93m<sup>2</sup> 1. 電灯設備工事 2. 動力設備工事 3. 受変電設備工事 4. 発電設備工事 5. 構内情報通信網設備工事 6. 構内交換設備工事 7. 情報表示設備工事 8. 放送設備工事 9. 誘導支援設備工事 10. ナースコール設備工事 11. テレビ共同受信設備工事 12. I T V設備工事 13. 電気錠設備工事 14. 火災報知設備工事 各一式
- (6) 入札日時 令和6年6月13日（木） 午前9時20分
- (7) 入札場所 魚沼市役所 本庁舎（303会議室）
- (8) 設計図書 別添設計図書のとおり  
※設計図書に記載されている工事名称は仮称であるため、(2)件名に読み替えることとします。
- (9) 予定価格 事後公表
- (10) 制限価格 あり
- (11) 入札保証金 免除（財務規則第128条第2号）
- (12) 契約保証金 契約金額の10%に相当する額（魚沼市財務規則第129条の規定により免除される場合があります。）
- (13) 代金の支払 ①前金払 できる  
②中間前金払 できる  
③部分払 できる  
※契約締結時に「中間前金払」か「部分払」を選択していただきます。  
中間前金払と部分払は合わせて請求できませんのでご注意願います。
- (14) 内訳書の提出 全入札参加者が入札終了後直ちに内訳書を提出  
（内訳書は、両面印刷していただいて結構です。）
- (15) その他 ①本件は2か年度の継続事業であり、各年度の予算に従い支払限度額が設定されています。  
②建設工事請負基準約款第35条第1項中「請負代金の額」及び第2項中「請負代金」とあるのは、「各年度の支払限度額」とします。  
③本件は、魚沼市議会の議決を必要とするものであり、議決後に本契約が成立するものです。

## 2 入札参加資格要件

共通事項		
(1)	単体又は企業体の別	単体又は企業体（特定共同企業体）
(2)	工種	電気工事
単体の場合		
(1)	営業拠点	建設業法第3条第1項に規定する営業所の本店が魚沼市内に所在するもの
(2)	格付又は評点	<p>・魚沼市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年魚沼市告示第62号。以下「審査規程」という。）第6条に規定する経営事項審査により算定された <u>電気工事</u> における総合評定値に基づく <u>評定値の区分に応じた等級が、A等級であるもの</u></p> <p>建築業法第3条に規定する特定建設業許可又は一般建設業の許可を有するもの。ただし、下請契約の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が4,500万円以上となる場合は、特定建設業の許可を有するもの</p>
(3)	配置技術者	<p>・建設業法第26条による。</p> <p>なお、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める工事である。</p> <p>・本工事は、配置技術者は、建設業法第26条第3項の規定により現場に専任となることがある。（1件の請負金額が4,000万円以上。建築一式工事の場合は8,000万円以上。）なお、営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められ、配置される主任（監理）技術者にはなれない。</p> <p>・営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねることはできない。</p>
(4)	その他	<p>(1)魚沼市の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>(2)入札参加資格審査申請日から入札日までの間に、魚沼市建設工事請負業者指名停止措置要綱（平成16年魚沼市訓令第47号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(3)単体で入札に参加する場合、当該工事で他の特定共同企業体の構成員になることはできない。</p>
企業体の場合		
令和6年5月10日の公告により資格審査申請を行い、本件の参加資格を有していること。		

## 3 入札参加の手続

- (1) 入札参加申請 一般競争入札参加申請書を1部提出（持参）してください。  
※ 企業体の場合でも提出が必要です。
- (2) 提出先 〒946-8601 魚沼市小出島910番地  
魚沼市役所 総務政策部財務課契約係（本庁舎、TEL025-792-9205）
- (3) 提出方法 持参（郵送不可・FAX不可・Eメール不可）
- (4) 入札参加（資格審査）申請期限 令和6年5月29日（水）
- (5) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(6) 入札参加資格の決定

- ① 単体の場合は、資格を有しない場合のみ 令和6年6月4日(火)までに書面で通知します。資格を有する場合には特に通知をしませんので申請どおりに入札に参加してください。企業体の場合は、特定共同企業体入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められている場合にのみ入札に参加できます。資格の有無については、令和6年5月22日(水)までに、代表構成員に通知された書面をご確認ください。

- ② 入札参加者名は、入札終了後まで公表しませんので留意願います。

#### 4 その他

- (1) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 落札者の決定 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 入札時の注意事項
- ① 入札書は、入札場所において直接提出(郵送不可)してください。
- ② 入札参加申請後であっても入札を辞退できます。この場合は書面で届け出てください。
- ③ 代表者は名刺を提出してください。
- ④ 代理人出席の場合は、委任状を提出してください。
- ⑤ 本件は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定してありますので、最低制限価格未満の入札は無効とします。この場合において、無効入札をした者は、再入札に加わることはできません。
- ⑥ 本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札等、財務規則第148条に規定する入札は無効とし、当該入札をした者は、再入札に加わることはできません。
- ⑦ 入札に当たっては、関係法令及び魚沼市財務規則を遵守してください。
- ⑧ 入札で落札者がいない場合、1回に限り再入札を行います。再入札においても落札者がいない場合、予定価格と最低入札者の価格の差が僅少のときは、最低入札者と協議のうえ随意契約を締結する場合があります。
- ⑨ 入札書用封筒は省略していただいて結構です。

(4) 設計図書に関する質問及びその回答

- ① 設計図書等について質問がある場合は、市のホームページから質問書をダウンロードしていただき、照会先へ照会期限までにFAX等で提出してください。
- ② 照会期限 令和6年5月30日(木) 午後5時まで
- ③ 照会先 市民福祉部 介護福祉課 介護保険係 (本庁舎)  
電話：025-792-9755 FAX：025-792-5600  
※質問書には必ずFAX番号等連絡先を記載してください。
- ④ 回 答 受け付けた質問と回答については、令和6年6月3日(月)午後5時までに全入札参加申請者へFAX等で送付いたします。

(5) その他

下請契約等における市内業者への優先発注等について

市では、かねてより建設工事等の発注に当たって、地域経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の確保を図っているところです。

つきましては、本件入札参加者におかれましては、下記事項に特段のご配慮をお願いいたします。

ア 下請発注における市内業者の活用

下請発注においては、市内業者を優先して活用するよう努めてください。

イ 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

下請発注においては、適正な価格で契約するとともに、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関連法令を遵守してください。

ウ 建設資材の購入や建設機器を借入れする場合

施工に必要な建設資材の購入や建設機械を借入れする場合などは、市内業者を優先して活用するよう努めてください。